水平2方向の組合せに関する設備の抽出及び 考え方の基本ロジック (耐震機電10)

- 再処理事業所の機器及び配管類に対する水平2方向評価については,設備形状に伴う技術的観点を踏まえた評価を行う。
- 評価対象設備としては再処理事業所全体の設備を対象とし、その中には炉側と同様の設備のほか、再処理特有の設備が存在するため、再処理特有の設備に対する技術的観点の適用性を示した上で全体の説明を行う。
- 水平2方向評価における技術的観点としては、設備形状による(横長、縦長等)応力の発生の仕方となっているため、設備形状毎に影響有無の確認を行い、影響有となった設備については設備形状分類毎の代表設備に対する耐震評価結果を示す。
- 分割申請における水平2方向の示し方として,第1回申請の設備は強度評価対象設備であるため,強度評価に対する水平2方向の設備分類全体像を示し,第2回申請以降に評価対象となる機能維持評価は第2回で設備分類全体像を示す。
- 第1回申請対象である冷却塔及び配管(標準支持間隔による評価)については、いずれも影響軽微の設備となるため、影響有の分類に対する評価結果は後次回以降で示すが、結果の示し方としては類型化を活用した上で代表設備に説明を行う。

以上